

第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画

(第2次芦屋市DV対策基本計画)

概要版

計画の基本方針

DVについての正しい理解を進め、暴力を容認しない社会環境づくりや被害の防止、幅広い関係機関の連携の下、相談体制を充実し、被害者の早期発見・安全確保を図り、被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現を目指します。

計画の基本的な視点

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- (2) DVが行われている家庭の子どもや親族も被害者です。
- (3) DVは、被害者だけでなくその子どもや家族の心身や健康に有害な影響を及ぼすものです。
- (4) DVの防止、被害者の適切な保護及び自立支援は、国及び地方公共団体の責務です。
- (5) 被害者の支援にあたっては、被害者の意思を尊重し、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うことが必要です。
- (6) 被害者の支援にあたっては、国、県、市町村の関係機関、その他の関係機関の相互連携と協力が必要です。
- (7) DVは身近にある重大な人権侵害であることをひとりひとりが理解し、DVを容認しない社会をつくる必要があります。

平成30年(2018年)3月

芦屋市

計画の位置付け

この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づく市町村基本計画です。国の「基本方針」、「兵庫県DV防止・被害者保護計画」を勘案し、本市が取り組むべきDV施策の方向を示します。

計画の期間・進行管理

計画期間は、平成30年（2018年）4月から平成35年（2023年）3月までの5年間とします。

毎年、男女共同参画推進審議会において、計画の実績報告と実施計画をまとめた進行管理調書を報告し、進行管理を行い、公表します。次期計画に向けて、本計画の見直しを行うとともに、計画期間中に法律及び基本方針の改正等により新たに盛り込むべき事項が生じた場合についても、必要に応じ見直しを行います。

基本目標

（1）啓発・教育の充実

DVは単なる個人的な問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、社会全体の問題であるということの理解を広く促すことが必要です。DVという言葉は知っていても、正しく理解されていないことがあるため、あらゆる機会を通じてDVが人権侵害であるという意識を醸成するための広報・啓発活動を展開します。

学校等において次世代にDVを残さないための啓発・教育や教職員等にはDVに関する啓発が必要です。

（2）相談体制の充実

被害者が安心して相談できるよう、芦屋市DV相談室を設置し、相談体制を整備しています。相談体制を更に充実するために、研修への参加やスーパービジョンなど婦人相談員の資質向上を図ります。

芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議など、DV被害者支援のために、庁外関係機関や民間支援団体との連携を進めます。

（3）被害者の安全確保

子育て推進課や警察などの関係機関と連携して、緊急時における被害者及びその同伴する子ども等の安全を確保する役割を的確に果たせるよう、関係機関の連携・協力に一層取り組みます。被害者の状況に応じて一時保護施設への入所につなぐ同行支援を行う体制を強化します。

（4）被害者の自立支援

被害者が自立した生活を営むことができるためには中長期的支援が必要です。住居確保や就労など生活安定に向け、適切な情報提供を行うとともに、被害者の立場に立った切れ目のない支援に向け、関係機関をつなぎ、緊密に連携する体制を強化します。

DVとは？

DV(配偶者等からの暴力,ドメスティック・バイオレンス)は,様々な暴力を使って相手を支配しようとする行為であり,犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。子どもの前でDVを見せることは児童虐待にあたります。

暴力には様々な形態が存在します。受けた人が恐怖を感じる行為はDVだと言えます。

DVの形態

身体的暴力

- 平手でうつ
- 足でける
- 身体を傷つける可能性のある物でなぐる
- げんこつでなぐる
- 刃物などの凶器をからだにつきつける
- 髪をひっぱる
- 首をしめる
- 物をなげつける

など

精神的暴力

- 大声でどなる
- 「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言う
- 実家や友人とつきあうのを制限したり,電話や手紙を細かくチェックしたりする
- 何を言っても無視して口をきかない
- 人の前でバカにしたり,命令するような口調でものを言ったりする
- 大切にしているものをこわしたり,捨てたりする
- 生活費を渡さない
- 外で働くなと言ったり,仕事を辞めさせたりする
- 子どもに危害を加えると言っておどす

など

性的暴力

- 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- いやがっているのに性行為を強要する
- 中絶を強要する
- 避妊に協力しない

など

(注:例示した行為は,相談の対象となり得るものを記載したものであり,全てがDV防止法第1条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限りません。)

なぜ逃げる事が出来ないのか

「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖心や,暴力を振るわれ続けることにより,「自分には何もできない」といった無力感を持つと暴力から逃れるという行動をとれないことがあります。また,経済面や子どものことを考えると今後の生活が不安で逃げ出せないということがあります。暴力を振るわれた後に謝られたり,やさしくされることで「いつか変わってくれるのではないか」との思いを持つこともあります。

DVの被害者は女性に限りませんが,被害者の大多数は女性です。

その背景には,性別による固定的な役割分担意識*や

男女の経済的格差などの社会構造的な問題があると言われてます。

***性別による固定的な役割分担意識**

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず,「男は仕事・女は家庭」,「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように,男性,女性という性別を理由として,役割を固定的に分ける考え方のこと

本計画においては,この法律に規定する配偶者等からの暴力のほか,交際相手からの暴力も計画の対象とします。

DVに関する主な相談機関

相談窓口	連絡先	相談日時
芦屋市 DV 相談室	0797-38-9100	月・水・金曜日 9時～12時, 13時～17時 (祝日・年末年始を除く)
兵庫県警察本部 ストーカー・DV相談	078-371-7830	24時間対応
兵庫県女性家庭センター	078-732-7700	毎日 9時～21時 (土日・祝日も含む)

基本方針

1 啓発・教育の充実

1 市民への啓発

2 市職員への啓発

3 学校等における啓発・教育

2 相談体制の充実

1 配偶者暴力相談支援センターの充実

2 被害者の状況に応じた相談体制の充実

3 被害者の安全確保

1 緊急時における安全確保

2 保護命令に関する支援

3 被害者情報の保護

4 被害者の自立支援

1 生活の安定に向けた支援

2 就労に向けた支援

3 心身の回復に向けた支援

4 子どもへの支援

具体的施策

DV防止の啓発

DVについての啓発

DV被害者発見時の対応力の向上

二次被害の防止のための啓発

次世代にDVを残さない啓発・教育の実施

教職員等への啓発・教育の実施

婦人相談員等の資質向上

関係機関との連携の強化

相談事業等の活用・情報提供

苦情等への対応についての周知

一時保護を速やかに行う体制づくりの強化

民間支援機関の情報提供

保護命令制度に関する情報提供・助言, 申立て時の支援

DV被害者等に関する情報管理の徹底

福祉制度を利用した支援, 情報提供

保険・医療・年金等に関する支援, 情報提供

経済的支援等に関する情報提供

司法手続に関する情報提供, 助言

住居確保に向けた支援

就労に関する情報提供

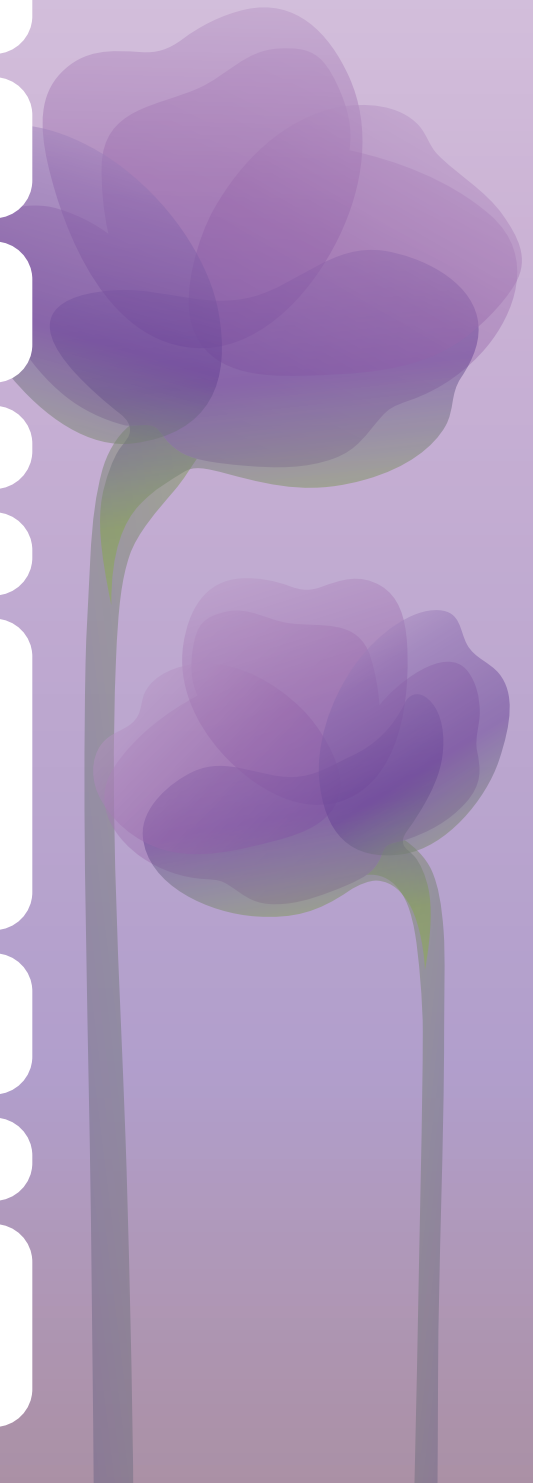
同伴する子どもがいるDV被害者への支援, 情報提供

相談事業や医療機関を活用した支援, 情報提供

就学等に関する支援

子どもの心のケアに関する支援

子育て支援に関する情報提供の充実



DV 防止法の概要

